

# 入 札 説 明 書

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 年度貸付金管理システム運用保守委託業務
- (2) 業務概要 別紙 1 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入場所 高知県の指定の場所（高知県高知市）
- (5) 入札方法

ア 入札金額は、(3) で示す履行期間における委託業務に対して積算した金額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 10 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 担当部署

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 2 丁目 4 番 1 号 高知県庁北庁舎 4 階  
高知県農業振興部協同組合指導課 金融担当  
電話番号：088-821-4802、FAX：088-821-4703  
電子メール：162301@ken.pref.kochi.lg.jp

## 3 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和 6 年度～令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) この入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和 5 年 9 月高知県告示第 638 号。以下「告示」という。）第 1 の 2 の（9）に該当し、告示第 7 の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第 1 の 2 の（9）に該当しない者であること。
- (5) 高知県の事務および事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第

- 1号) 第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 過去2年間に国又は地方公共団体において同様業務の契約実績が複数回(2回以上)あることを証明した者であること。
- (7) 県内に本社、支店、営業所等のいずれかがあり、社員が常駐していること。

#### 4 入札及び開札等

##### (1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年3月25日(水)午前10時00分
- イ 場所 高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知県庁北庁舎4階  
労働委員会事務局会議室

##### (2) 入札書の記載内容等

- ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

###### (ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名含む。以下同じ)ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印の押印は不要とする。

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。ただし、入札書の押印を省略する場合は、代理人の押印は不要とする。

(エ) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

###### (オ) 入札件名

- イ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

##### (3) 入札書の提出方法

入札書は持参により提出することとし、上記(1)の日時・場所において、所定の入札箱に投かんしなければならない。

また、押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後、入札箱に投かんしなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。)を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

代理人による入札の場合は事前に委任状を提出すること。

##### (4) 入札書の訂正方法

入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書については、訂正又は文字の挿入は行わず、

再作成すること。

(5) その他入札に関する事項

別紙 委託業務競争入札心得による。

(6) 質疑事項

質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式3）」により令和8年3月12日（木）午後5時までに2の場所に電子メール又はFAX（電話で着信を確認すること。）で提出すること。

なお、質疑書に対する回答は、令和8年3月16日（月）までに高知県農業振興部協同組合指導課ホームページに掲載するものとする。

5 入札保証金

高知県契約規則(昭和39年規則第12号)第9条又は第10条の規定による。

6 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

7 開札の方法

開札は、4の(1)の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札（最多2回）を行う。

入札に必要なもの（委任状、印鑑等）を持参すること。

8 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 入札価格が予定価格を超える場合は、7の要領で再度入札を行う。

(4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 契約保証金

高知県契約規則第39条又は第40条の規定による。

10 契約書の作成

要

## 11 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

## 12 入札に求められる事項

この一般競争入札への参加希望者は、この入札公告に示した委託業務の契約ができることを証明する書類を13の要領で提出しなければならない。参加希望者は、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 13 本件入札に関して提出する書類

- (1) 入札に参加する意思がある者は、別紙「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」を令和8年3月17日（火）午後5時までに2の場所に持参又はFAX（電話にて着信を確認すること。）にて提出すること。
- (2) この入札公告に示した委託業務の契約ができることを保証するものとして、次の書類を入札前の令和8年3月17日（火）午後5時までに2の場所に提出し、審査を受けること。
  - ア 業務実績証明書（様式2）（令和6年3月～令和8年3月までの間）  
国又は地方公共団体との間において同様業務の契約実績が複数回（2回以上）確認できること。
  - イ 補足資料  
上記提出書類のほか、県が必要と判断して補足資料を求めた場合に提出すること。
- (3) 入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

## 14 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 機器設定、搬入及び調整等使用可能な状態での引渡しを受けるための役務等に要する費用は契約の相手方の負担とする。
- (3) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (4) 令和8年度高知県一般会計予算及び令和8年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続きについて停止等を行うことがある。

